

目 次

教育委員会規則

- 北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則……………30
告示
- 平成30年度北海道立特別支援学校の幼稚部、高等部及び高等部専攻科に係る入学者の
募集について……………35

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第18号)

1 趣旨

平成30年度における北海道立特別支援学校の幼稚部の幼児定員並びに高等部の学科及び生徒定員について所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校幼稚部について、北海道旭川盲学校の幼児定員を次のように改めることとした(別表第1関係)。

名称	現行	改正後
北海道旭川盲学校	12	18

- (2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校幼稚部について、北海道札幌聾学校の幼児定員を次のように改めることとした(別表第1関係)。

名称	現行	改正後
北海道札幌聾学校	18	36

- (3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部について、北海道旭川高等支援学校に次の学科を新たに設置し、その生徒定員を次のように定めることとした(別表第2関係)。

名称	学科	生徒定員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	計
		1年	2年	3年		
北海道旭川高等支援学校	普通科	8	—	—		8

- (4) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部のうち、北海道小樽高等支援学校について、次の学科を廃止することとした(別表第2関係)。

名称	学科
北海道小樽高等支援学校	家庭科

- (5) 北海道札幌視覚支援学校ほか50校の高等部について、生徒定員を改めることとした(別表第2関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成30年4月1日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年11月28日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第18号

北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表北海道旭川盲学校の項中「12」を「18」に改め、同表の2の表北海道札幌聾学校の項中「18」を「36」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

（高等部）

1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1欄	第2欄					
名称	学科	生徒定員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	計
		1年	2年	3年		
北海道札幌視覚支援学校	普通科	30	14	11		55

備考 訪問教育とは、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教員を派遣して行う教育をいう（2の表から5の表までにおいて同じ。）。

2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1欄	第2欄					
名称	学科	生徒定員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	計
		1年	2年	3年		
北海道高等聾学校	普通科	17	11	11		39
	産業技術科	8	8	8		24
	生活情報科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	—		16

3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1欄	第2欄					
名称	学科	生徒定員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	計
		1年	2年	3年		
北海道夕張高等養護学校	普通科	9	9	9		27
北海道美唄養護学校	普通科	30	19	11	3	63
北海道南幌養護学校	普通科	30	25	19	—	74
北海道雨竜高等養護学校	農業科	8	8	8		24
	生産技術科	8	8	—		16
	窯業科	8	8	—		16
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	—		16
	家庭科	—	—	8		8
	生活園芸科	—	—	8		8

	生活窯業科	—	—	8		8
北海道札幌養護学校	普通科	33	30	41	21	125
北海道札幌養護学校共栄分校	普通科	11	11	3		25
北海道星置養護学校ほしみ高等学園	普通科	52	38	27	12	129
北海道札幌高等養護学校	農業科	8	8	—		16
	窯業科	8	16	—		24
	木工科	16	16	16		48
	家庭総合科	8	8	—		16
	クリーニング科	8	8	8		24
	産業科	—	—	16		16
	生活園芸科	—	—	8		8
	生活家庭科	—	—	8		8
北海道札幌稲穂高等支援学校	生産技術科	8	8	—		16
	木工科	8	8	8		24
	環境・流通サポート科	8	16	16		40
	家庭総合科	8	8	—		16
	福祉サービス科	8	8	8		24
	生活技術科	—	—	8		8
	生活家庭科	—	—	8		8
北海道札幌伏見支援学校	普通科	19	19	11		49
北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校	普通科	19	11	19		49
北海道札幌あいの里高等支援学校	普通科	24	24	8		56
	生産技術科	8	8	—		16
	環境・流通サポート科	16	16	8		40
	被服デザイン科	8	8	—		16
	食品デザイン科	8	8	—		16
	福祉サービス科	8	8	8		24
	家庭科	—	—	8		8
	生活技術科	—	—	8		8
	生活家庭科	—	—	8		8
	生活家庭科	—	—	8		8
北海道千歳高等支援学校	生産技術科	8	8	—		16
	環境・流通サポート科	16	16	16		48
	生活技術科	—	—	8		8
北海道白樺高等養護学校	園芸科	8	8	—		16
	生産技術科	8	8	—		16
	窯業科	8	8	—		16
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	—		16
	クリーニング科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24

	産業科	—	—	8		8
	家庭科	—	—	8		8
	生活園芸科	—	—	8		8
	生活窯業科	—	—	8		8
北海道新篠津高等養護学校	園芸科	8	8	—		16
	生産技術科	8	8	—		16
	窯業科	8	8	—		16
	木工科	8	8	8		24
	環境・流通サポート科	—	8	—		8
	家庭総合科	8	8	—		16
	クリーニング科	8	8	8		24
	産業科	—	—	8		8
	家庭科	—	—	8		8
	生活園芸科	—	—	8		8
	生活技術科	—	—	8		8
	生活家庭科	—	—	8		8
	生産技術科	8	8	—		16
北海道小樽高等支援学校	木工科	8	8	8		24
	環境・流通サポート科	16	16	16		48
	家庭総合科	8	8	—		16
	福祉サービス科	16	16	16		48
	生活技術科	—	—	8		8
	生活家庭科	—	—	8		8
	生活家庭科	—	—	8		8
北海道余市養護学校	普通科	27	19	19	18	83
北海道余市養護学校しりべし学園分校	普通科	11	11	8		30
北海道室蘭養護学校	普通科	38	25	19	—	82
北海道伊達高等養護学校	農業科	8	8	8		24
	園芸科	8	8	—		16
	窯業科	8	8	—		16
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	—		16
	家庭科	—	—	8		8
	生活園芸科	—	—	8		8
	生活窯業科	—	—	8		8
北海道平取養護学校	普通科	19	19	19	3	60
北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校	普通科	19	11	8		38
北海道函館五稜郭支援学校	環境・流通サポート科	16	16	16		48
北海道北斗高等支援学校	環境・流通サポート科	8	8	—		16

	福祉サービス科	8	8	—		16
北海道七飯養護学校	普通科	35	27	19	—	81
北海道七飯養護学校おしま学園分校	普通科	19	19	8		46
北海道今金高等養護学校	農業科	8	8	16		32
	窯業科	8	8	—		16
	家庭総合科	8	8	—		16
	産業科	—	—	8		8
	生活家庭科	—	—	8		8
北海道旭川高等支援学校	普通科	8	—	—		8
	生産技術科	8	8	—		16
	環境・流通サポート科	8	8	8		24
	福祉サービス科	8	8	8		24
	生活技術科	—	—	8		8
北海道鷹栖養護学校	普通科	22	22	11	—	55
北海道東川養護学校	普通科	22	14	19	3	58
北海道美深高等養護学校	農業科	8	8	—		16
	窯業科	8	8	—		16
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	被服デザイン科	8	8	—		16
	食品デザイン科	8	8	—		16
	家庭科	—	—	8		8
	生活園芸科	—	—	8		8
	生活窯業科	—	—	8		8
	生活技術科	—	—	8		8
北海道美深高等養護学校 あいべつ校	産業総合科	16	16	16		48
北海道小平高等養護学校	園芸科	8	8	—		16
	窯業科	8	8	—		16
	木工科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24
	産業科	—	—	8		8
	生活園芸科	—	—	8		8
北海道稚内養護学校	普通科	11	11	11	3	36
北海道北見支援学校	普通科	30	11	19	3	63
北海道紋別養護学校	普通科	11	11	11	3	36
北海道紋別養護学校ひまわり学園分校	普通科	11	11	11		33
	農業科	—	—	8		8
	園芸科	8	8	—		16
	窯業科	8	8	—		16
	木工科	8	8	8		24

北海道紋別高等養護学校	家庭総合科	8	8	—		16
	クリーニング科	8	8	8		24
	産業科	—	—	8		8
	家庭科	—	—	8		8
	生活園芸科	—	—	8		8
北海道帯広養護学校	普通科	33	30	33	15	111
北海道新得高等支援学校	木工科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	—		16
	家庭科	—	—	8		8
北海道中札内高等養護学校	農業科	8	8	8		24
	園芸科	—	8	—		8
	窯業科	8	8	—		16
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	—		16
	産業科	—	—	8		8
	生活窯業科	—	—	8		8
	生活家庭科	—	—	8		8
北海道中札内高等養護学校幕別分校	産業総合科	16	16	16		48
北海道釧路養護学校	普通科	22	27	22	3	74
北海道釧路鶴野支援学校	生産技術科	8	8	—		16
	環境・流通サポート科	8	8	8		24
	福祉サービス科	8	8	8		24
	生活技術科	—	—	8		8
北海道中標津高等養護学校	園芸科	8	8	—		16
	窯業科	8	16	—		24
	木工科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	—		16
	クリーニング科	8	8	8		24
	産業科	—	—	16		16
	生活園芸科	—	—	8		8
	生活家庭科	—	—	8		8

4 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1欄	第2欄				
名称	学科	生徒定員			
		訪問教育を除く学級			計
		1年	2年	3年	
北海道岩見沢高等養護学校	普通科	16	8	16	40
	工業科	16	16	16	48
	商業科				
	生活科学科				

北海道真駒内養護学校	普通科	12	15	9	6	42
北海道手稲養護学校	普通科	6	3	3	3	15
北海道拓北養護学校	普通科	12	18	12	3	45
北海道函館養護学校	普通科	12	12	15	3	42
北海道旭川養護学校	普通科	9	12	9	21	51
北海道網走養護学校	普通科	6	3	12	12	33
北海道白糠養護学校	普通科	9	3	3	—	15

- 5 病弱者（身体虚弱者を含む。別表第4の2の表において同じ。）である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1欄		第2欄				
名称	学科	生徒定員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	計
		1年	2年	3年		
北海道手稲養護学校	普通科	11	3	—		14
北海道八雲養護学校	普通科	11	11	11	—	33

附 則

この教育委員会規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第59号

平成30年度の北海道立特別支援学校の幼稚部、高等部及び専攻科の幼児又は生徒の募集人員、入学願書の提出期日等は、別記1から別記3までのとおりとする。

平成29年11月28日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

別記1

平成30年度道立特別支援学校（幼稚部）入学者募集要項

この要項は、平成30年度の道立特別支援学校の幼稚部の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募集人員

- (1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	募 集 人 員		
	3歳	4歳	5歳
北海道札幌視覚支援学校	6人	6人	4人
北海道函館盲学校	6人	3人	3人
北海道旭川盲学校	6人	2人	5人
北海道帯広盲学校	6人	3人	3人

- (2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	募 集 人 員		
	3歳	4歳	5歳
北海道札幌聾学校	12人	6人	7人
北海道室蘭聾学校	6人	4人	5人
北海道函館聾学校	6人	6人	5人
北海道旭川聾学校	6人	1人	5人
北海道帯広聾学校	6人	6人	3人
北海道釧路鶴野支援学校	6人	6人	6人

- (3) 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	募 集 人 員
-------	---------

	3 歳	4 歳	5 歳
北海道手稲養護学校	6 人	6 人	6 人
北海道旭川養護学校	6 人	3 人	1 人

2 出願資格

- (1) 募集年度の4月1日において、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児
- (2) 北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第5号）別表第4の1に掲げる障害の程度であること。
- (3) 北海道手稲養護学校に出願する者にあつては北海道立子ども総合医療・療育センターに、北海道旭川養護学校に出願する者にあつては北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターに入所している者であること。

3 出願手続

出願に当たっては、次の書類を、出願先の特別支援学校の校長（以下「出願先の校長」という。）に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める資料等により郵送料が異なるので、あらかじめ確認の上、所要額の切手を送付すること。

- (1) 入学願書
北海道立特別支援学校学則第16条に規定する入学願書
- (2) 障害の状況及び程度に関する資料
出願先の校長が定める資料

4 出願期間

平成30年1月26日（金）から同年2月9日（金）正午までとする。

5 出願先

出願先は、次のとおりとする。

- (1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道札幌視覚支援学校	〒064-8629 札幌市中央区南14条西12丁目1番1号 TEL 011 - 561 - 7107
北海道函館盲学校	〒040-0081 函館市田家町19番12号 TEL 0138 - 42 - 3220
北海道旭川盲学校	〒070-0832 旭川市旭町2条15丁目 TEL 0166 - 51 - 8101
北海道帯広盲学校	〒080-2475 帯広市西25条南2丁目9番地1 TEL 0155 - 37 - 2028

- (2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道札幌聾学校	〒001-0026 札幌市北区北26条西12丁目 TEL 011 - 716 - 2979
北海道室蘭聾学校	〒050-0071 室蘭市水元町56番24号 TEL 0143 - 44 - 1221
北海道函館聾学校	〒042-0941 函館市深堀町27番8号 TEL 0138 - 52 - 1658
北海道旭川聾学校	〒070-0865 旭川市住吉5条2丁目8番20号 TEL 0166 - 51 - 6121
北海道帯広聾学校	〒080-2475 帯広市西25条南2丁目7番地8 TEL 0155 - 37 - 2017
北海道釧路鶴野支援学校	〒084-0924 釧路市鶴野58番92 TEL 0154 - 57 - 9011

- (3) 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道手稲養護学校	〒006-0033 札幌市手稲区稲穂3条7丁目6番1号 TEL 011 - 682 - 1722
北海道旭川養護学校	〒071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番8号 TEL 0166 - 51 - 6507

6 入学者の選考方法

出願先の校長は、本人及び保護者との面接を行い、3の(2)の資料と併せて総合的に評価し、選考する。

7 入学者発表の期日等

入学を許可した場合は、出願先の校長は、平成30年3月2日（金）までに保護者に通知

する。

別記2

平成30年度道立特別支援学校（高等部）入学者募集要項

この要項は、平成30年度の道立特別支援学校の高等部の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募集人員等

(1) 募集人員

ア 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道札幌視覚支援学校	普通科	30人（うち重複障害学級6人）

イ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道高等聾学校	普通科	17人（うち重複障害学級9人）
	産業技術科	8人
	生活情報科	8人
	クリーニング科	8人

ウ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道美唄養護学校	普通科	33人（うち重複障害学級6人、訪問教育3人）
北海道南幌養護学校	普通科	30人（うち重複障害学級6人）
北海道札幌養護学校	普通科	42人（うち重複障害学級9人、訪問教育9人）
共栄分校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
北海道星置養護学校 ほしみ高等学園	普通科	61人（うち重複障害学級12人、訪問教育9人）
北海道札幌伏見支援学校	普通科	19人（うち重複障害学級3人）
もなみ学園分校	普通科	19人（うち重複障害学級3人）
北海道余市養護学校	普通科	39人（うち重複障害学級3人、訪問教育12人）
しりべし学園分校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
北海道室蘭養護学校	普通科	38人（うち重複障害学級6人）
北海道平取養護学校	普通科	22人（うち重複障害学級3人、訪問教育3人）
静内へてかりの園分校	普通科	19人（うち重複障害学級3人）
北海道七飯養護学校	普通科	35人（うち重複障害学級3人）
おしま学園分校	普通科	19人（うち重複障害学級3人）
北海道鷹栖養護学校	普通科	22人（うち重複障害学級6人）
北海道東川養護学校	普通科	25人（うち重複障害学級6人、訪問教育3人）
北海道稚内養護学校	普通科	14人（うち重複障害学級3人、訪問教育3人）
北海道北見支援学校	普通科	33人（うち重複障害学級6人、訪問教育3人）
北海道紋別養護学校	普通科	14人（うち重複障害学級3人、訪問教育3人）
ひまわり学園分校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
北海道帯広養護学校	普通科	39人（うち重複障害学級9人、訪問教育6人）
北海道釧路養護学校	普通科	25人（うち重複障害学級6人、訪問教育3人）
北海道夕張高等養護学校	普通科	9人（重複障害学級9人）
	農業科	8人
	生産技術科	8人

北海道雨竜高等養護学校	窯業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	家庭総合科	8人
北海道札幌高等養護学校	農業科	8人
	窯業科	8人
	木工科	16人
	家庭総合科	8人
	クリーニング科	8人
北海道札幌稲穂高等支援学校	生産技術科	8人
	木工科	8人
	環境・流通サポート科	8人
	家庭総合科	8人
	福祉サービス科	8人
北海道札幌あいの里高等支援学校	普通科	24人
	生産技術科	8人
	環境・流通サポート科	16人
	被服デザイン科	8人
	食品デザイン科	8人
	福祉サービス科	8人
北海道千歳高等支援学校	生産技術科	8人
	環境・流通サポート科	16人
北海道白樺高等養護学校	園芸科	8人
	生産技術科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	家庭総合科	8人
	クリーニング科	8人
北海道新篠津高等養護学校	園芸科	8人
	生産技術科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	家庭総合科	8人
	クリーニング科	8人
北海道小樽高等支援学校	生産技術科	8人
	木工科	8人
	環境・流通サポート科	16人
	家庭総合科	8人
	福祉サービス科	16人
北海道伊達高等養護学校	農業科	8人
	園芸科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	家庭総合科	8人
北海道函館五稜郭支援学校	環境・流通サポート科	16人
	環境・流通	8人

北海道北斗高等支援学校	サポート科	
	福祉サービス科	8人
北海道今金高等養護学校	農業科	8人
	窯業科	8人
	家庭総合科	8人
	普通科	8人
北海道旭川高等支援学校	生産技術科	8人
	環境・流通サポート科	8人
	福祉サービス科	8人
	農業科	8人
北海道美深高等養護学校	窯業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	被服デザイン科	8人
	食品デザイン科	8人
	産業総合科	16人
北海道小平高等養護学校	園芸科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	クリーニング科	8人
北海道紋別高等養護学校	園芸科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	家庭総合科	8人
	クリーニング科	8人
北海道新得高等支援学校	木工科	8人
	家庭総合科	8人
北海道中札内高等養護学校	農業科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	家庭総合科	8人
北海道中標津高等養護学校	産業総合科	16人
	生産技術科	8人
北海道釧路鶴野支援学校	環境・流通サポート科	8人
	福祉サービス科	8人
	園芸科	8人
	窯業科	8人
北海道中標津高等養護学校	木工科	8人
	家庭総合科	8人
	クリーニング科	8人
	園芸科	8人

エ 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道真駒内養護学校	普通科	15人 重複障害学級12人、 訪問教育3人
北海道手稲養護学校	普通科	9人 重複障害学級6人、 訪問教育3人
北海道拓北養護学校	普通科	15人 重複障害学級12人、 訪問教育3人
北海道函館養護学校	普通科	15人 重複障害学級12人、 訪問教育3人
北海道旭川養護学校	普通科	21人 重複障害学級9人、 訪問教育12人
北海道網走養護学校	普通科	15人 重複障害学級6人、 訪問教育9人

北海道白糠養護学校	普通科	9人（重複障害学級9人）
北海道岩見沢高等養護学校	普通科	16人
	工業科	16人
	商業科	
	生活科学科	

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道手稲養護学校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
北海道八雲養護学校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）

（注） 1 ウに掲げる特別支援学校（高等部のみを置く学校を除く。）に設置する普通科は、障害の程度が重い生徒を対象とする学科である。

また、北海道夕張高等養護学校に設置する普通科は、重複障害がある生徒を対象とする学科である。

2 ウに掲げる特別支援学校のうち、職業学科を設置する特別支援学校（高等養護学校、高等支援学校、北海道函館五稜郭支援学校及び北海道釧路鶴野支援学校。以下「職業学科を設置する高等部」という。）に設置する農業科、園芸科、生産技術科、窯業科、木工科、工業科、環境・流通サポート科、家庭総合科、被服デザイン科、食品デザイン科、クリーニング科、福祉サービス科及び産業総合科並びに北海道札幌あいの里高等支援学校及び北海道旭川高等支援学校に設置する普通科は、知的障害のある生徒を対象とする学科である。

3 ウからオまでに掲げる特別支援学校高等部に設置する普通科（訪問教育）の募集人員は、特別支援学校中学部の訪問学級に在籍している生徒で平成30年3月末日までに卒業見込みの者（以下「現年度卒業生」という。）に係る募集人員である。ただし、平成29年3月末日以前に特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた養護学校を含む。）中学部の訪問学級を卒業した者に係る募集人員は、各特別支援学校の高等部に設置する普通科（訪問教育）における現年度卒業生の進学希望者数に現に特別支援学校高等部に設置する普通科（訪問教育）の第1学年又は第2学年に在籍する生徒のうち進級予定者数を加えた合計数（以下「合計在籍予定者数」という。）に応じて編制される学級の数に3を乗じた数から、合計在籍予定者数を差し引いた数とする。

（2） 出願できる学校は、1校とする。

（3） 出願しようとする学校が北海道高等聾学校又は北海道岩見沢高等養護学校の場合は、出願しようとする学校に設置されている学科のうちから最大第4志望までを選択し、出願することができる。

（4） 職業学科を設置する高等部にあつては、志望学科について、次のとおり出願し、また、希望することができる。

ア 第1志望の学科として出願しようとする職業学科のほか、順位を付した上で志望する学校に設置されている全ての職業学科に出願することができる。

イ 出願しようとする学科が北海道札幌あいの里高等支援学校又は北海道旭川高等支援学校に設置する普通科の場合、出願しようとする普通科とは別に、順位を付した上で設置されている全ての職業学科に併せて希望することができる。

2 出願資格

次に該当する者で、かつ、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者であること。

（1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条において準用する同法第57条の規定に基づき次のいずれかに該当する者であること。

ア 特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の中学部、中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業した者（平成30年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者（平成30年3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）

ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成30年3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）

オ 文部科学大臣の指定した者

カ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
キ 出願先の特別支援学校の校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

- (2) 特別支援学校高等部の普通科（訪問教育）に出願する者にあつては、原則として特別支援学校中学部の訪問学級に在籍している生徒で平成30年3月末日までに卒業見込みの者及び平成29年3月末日以前に特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた養護学校を含む。）中学部の訪問学級を卒業した者
- (3) 北海道八雲養護学校に出願する者にあつては、原則として独立行政法人国立病院機構八雲病院に入院している者
- (4) 北海道手稲養護学校に出願する者にあつては原則として北海道立子ども総合医療・療育センターに、北海道旭川養護学校に出願する者にあつては原則として北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターに入所している者
- (5) 北海道白糠養護学校に出願する者にあつては、原則として社会福祉法人北海道社会福祉事業団白糠学園に入所している者
- (6) 特別支援学校分校高等部（北海道星置養護学校ほしみ高等学園、北海道美深高等養護学校あいべつ校及び北海道中札内高等養護学校幕別分校を除く。）に出願する者にあつては、原則として当該特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた養護学校を含む。）分校中学部を卒業した者（平成30年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

3 出願手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学している、又は卒業した特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）又は中学校等の校長（以下「在学学校等の校長」という。）を経由して、出願先の特別支援学校の校長（以下「出願先の校長」という。）に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合は、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める書類により郵送料が異なるので、あらかじめ確認の上、所要額の切手を送付すること。

ア 入学願書

北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第5号）第16条に規定する入学願書

イ 写真

平成29年10月1日以降において、上半身を正面から撮影した写真（縦7cm、横5cm）を、出願先の校長が定める様式に貼り付けること。

ウ その他

出願先の校長が必要と認めるもの

(2) 在学学校等の校長の手続

在学学校等の校長は、出願先の校長に出願者の入学願書、写真等を送付するときは、併せて、出願先の校長の定める個人調査書を作成し、提出すること。

(3) 出願先の校長の手続

出願先の校長は、入学願書を受け付けたときは、4の出願期間（職業学科を設置する高等部にあつては、5の(1)の出願変更の受付期間）の経過後、速やかに受検票を作成し、在学学校等の校長を経由して、出願者に交付すること。

4 出願期間

平成30年1月4日（木）から同月18日（木）正午までとする。ただし、職業学科を設置する高等部への出願は、平成30年1月4日（木）から同月11日（木）正午までとする。

5 出願変更

職業学科を設置する高等部へ出願した者は、出願先の変更を行うことができる。

(1) 出願変更の受付期間

平成30年1月12日（金）から同月18日（木）正午までとする。

(2) 出願変更の手続

ア 出願の変更をしようとする出願者は、在学学校等の校長を経由して当初の出願先である職業学科を設置する特別支援学校の校長に出願変更届（別記様式）及び3の(1)のウに定める「出願先の校長が必要と認めるもの」を提出すること。

イ 出願変更届を受け付けた当初出願先の校長は、出願校に変更があるときは、出願変更先の校長に出願書類を送付すること。

(3) 出願変更を行う場合の留意事項

ア 出願変更先は職業学科を設置する高等部に限るものとする。

イ 出願変更に伴う学科の変更については、出願変更先となる学校において、その学校に設置されている学科のうちから志望する学科を選択し、1の(4)の定めに準じて、出願及び併せて希望することができる。

(4) 出願状況の発表

職業学科を設置する高等部における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

ア 当初出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
1月12日(金)	10:00	平成30年1月11日(木)正午までの出願状況	職業学科を設置する高等部各校(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

イ 最終出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
1月22日(月)	10:00	平成30年1月18日(木)正午までの出願状況	職業学科を設置する高等部各校(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

6 出願先及び受検会場

出願先及び受検会場は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道札幌視覚支援学校	〒064-8629 札幌市中央区南14条西12丁目1番1号 TEL 011 - 561 - 7107

(2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道高等聾学校	〒047-0261 小樽市銭函1丁目5番1号 TEL 0134 - 62 - 2624

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道美唄養護学校	〒072-0811 美唄市東7条南3丁目1番1号 TEL 0126 - 62 - 6511
北海道南幌養護学校	〒069-0232 空知郡南幌町緑町5丁目1番1号 TEL 011 - 378 - 2313
北海道札幌養護学校	〒004-0069 札幌市厚別区厚別町山本751番地206号 TEL 011 - 896 - 1311
北海道札幌養護学校 共 栄 分 校	〒061-1112 北広島市共栄274番地1 TEL 011 - 373 - 6859
北海道星置養護学校 ほ し み 高 等 学 園	〒006-0860 札幌市手稲区手稲山口740番地1 TEL 011 - 681 - 6500
北海道札幌伏見支援学校	〒064-8514 札幌市中央区伏見4丁目4番21号 TEL 011 - 520 - 5003
北海道札幌伏見支援学校 も な み 学 園 分 校	〒005-0850 札幌市南区石山東3丁目4番1号 TEL 011 - 591 - 8811
北海道余市養護学校	〒046-0023 余市郡余市町梅川町377番地3 TEL 0135 - 23 - 7831
北海道余市養護学校 し り べ し 学 園 分 校	〒048-0101 寿都郡黒松内町字黒松内564番地 TEL 0136 - 72 - 3903
北海道室蘭養護学校	〒050-0061 室蘭市八丁平3丁目7番27号 TEL 0143 - 45 - 8270
北海道平取養護学校	〒055-0107 沙流郡平取町本町112番地7 TEL 01457 - 2 - 3178
北海道平取養護学校 静 内 へ っ て カ リ の 園 分 校	〒056-0023 日高郡新ひだか町静内ときわ町1丁目1番35号 TEL 0146 - 43 - 2918
北海道七飯養護学校	〒041-1112 亀田郡七飯町鳴川5丁目21番1号 TEL 0138 - 65 - 7004
北海道七飯養護学校	〒049-0282 北斗市当別697番地55

おしま学園分校	TEL 0138 - 75 - 2717
北海道鷹栖養護学校	〒071-1233 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号 TEL 0166 - 87 - 2279
北海道東川養護学校	〒071-1410 上川郡東川町西10号北36番地 TEL 0166 - 82 - 4586
北海道稚内養護学校	〒098-6642 稚内市声間5丁目23番7号 TEL 0162 - 26 - 2292
北海道北見支援学校	〒090-0807 北見市川東229番地1 TEL 0157 - 61 - 0071
北海道紋別養護学校	〒094-0021 紋別市大山町3丁目14番地 TEL 0158 - 23 - 9275
北海道紋別養護学校 ひまわり学園分校	〒099-0622 紋別郡遠軽町生田原安国302番地2 TEL 0158 - 46 - 2171
北海道帯広養護学校	〒080-2475 帯広市西25条南2丁目7番3号 TEL 0155 - 37 - 6773
北海道釧路養護学校	〒085-0054 釧路市暁町11番1号 TEL 0154 - 25 - 3439
北海道夕張高等養護学校	〒068-0424 夕張市千代田7番地1 TEL 0123 - 56 - 5530
北海道雨竜高等養護学校	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加92番地21 TEL 0125 - 78 - 3101
北海道札幌高等養護学校	〒006-0829 札幌市手稲区手稲前田485番地3 TEL 011 - 685 - 7744
北海道札幌稲穂高等支援学校	〒006-0034 札幌市手稲区稲穂4条7丁目12番1号 TEL 011 - 695 - 6922
北海道札幌あいの里高等支援学校	〒002-8074 札幌市北区あいの里4条7丁目1番1号 TEL 011 - 770 - 5511
北海道千歳高等支援学校	〒066-0045 千歳市真々地2丁目3番1号 TEL 0123 - 23 - 6681
北海道白樺高等養護学校	〒061-1264 北広島市輪厚621番地1 TEL 011 - 376 - 2353
北海道新篠津高等養護学校	〒068-1115 石狩郡新篠津村第45線北13番地 TEL 0126 - 58 - 3280
北海道小樽高等支援学校	〒047-0261 小樽市銭函1丁目10番1号 TEL 0134 - 61 - 3400
北海道伊達高等養護学校	〒052-0012 伊達市松ヶ枝町105番地13 TEL 0142 - 25 - 5115
北海道函館五稜郭支援学校	〒040-0001 函館市五稜郭町39番13号 TEL 0138 - 53 - 9395
北海道北斗高等支援学校	〒049-0156 北斗市中野通3丁目6番1号 TEL 0138 - 74 - 3431
北海道今金高等養護学校	〒049-4304 瀬棚郡今金町字今金454番地1 TEL 0137 - 82 - 3121
北海道旭川高等支援学校	〒070-0055 旭川市5条西5丁目 TEL 0166 - 29 - 5575
北海道美深高等養護学校	〒098-2252 中川郡美深町字西町25番地 TEL 01656 - 2 - 2155
北海道美深高等養護学校 あいべつ校	〒078-1403 上川郡愛別町字南町27番地 TEL 01658 - 6 - 5811
北海道小平高等養護学校	〒078-3442 留萌郡小平町字鬼鹿田代577番地2 TEL 0164 - 57 - 1203
北海道紋別高等養護学校	〒099-5172 紋別市渚滑町元新1丁目152番地1 TEL 0158 - 24 - 1120
北海道新得高等支援学校	〒081-0032 上川郡新得町西2条南7丁目2番地 TEL 0156 - 64 - 2020
北海道中札内高等養護学校	〒089-1345 河西郡中札内村東5条南1丁目8番地

	TEL 0155 - 68 - 3266
北海道中札内高等養護学校 幕 別 分 校	〒089-0615 中川郡幕別町南町81番地 1 TEL 0155 - 55 - 2121
北海道釧路鶴野支援学校	〒084-0924 釧路市鶴野58番92 TEL 0154 - 57 - 9011
北海道中標津高等養護学校	〒086-1053 標津郡中標津町東13条北 7 丁目15番地 2 TEL 0153 - 72 - 6700

(4) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道真駒内養護学校	〒005-0011 札幌市南区真駒内東町 2 丁目 2 番 1 号 TEL 011 - 581 - 1782
北海道手稲養護学校	〒006-0033 札幌市手稲区稲穂 3 条 7 丁目 6 番 1 号 TEL 011 - 682 - 1722
北海道拓北養護学校	〒002-8091 札幌市北区南あいの里 3 丁目 1 番10号 TEL 011 - 775 - 2453
北海道函館養護学校	〒042-0916 函館市旭岡町 2 番地 TEL 0138 - 50 - 3311
北海道旭川養護学校	〒071-8142 旭川市春光台 2 条 1 丁目 1 番 8 号 TEL 0166 - 51 - 6507
北海道網走養護学校	〒099-2421 網走市字呼人149番地 2 TEL 0152 - 48 - 2137
北海道白糠養護学校	〒088-0351 白糠郡白糠町和天別147番地 2 TEL 01547 - 2 - 5353
北海道岩見沢高等養護学校	〒068-0014 岩見沢市東町 2 条 8 丁目960番地 3 TEL 0126 - 23 - 5055

(5) 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道手稲養護学校	〒006-0033 札幌市手稲区稲穂 3 条 7 丁目 6 番 1 号 TEL 011 - 682 - 1722
北海道八雲養護学校	〒049-3116 二海郡八雲町宮園町128番地 TEL 0137 - 62 - 3670

7 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日等は、次のとおりとする。

なお、合格者の発表は、合格者の受検番号を 6 に掲げる受検会場に掲示するとともに、本人に通知する。

区 分	選 考 検 査 の 期 日	合格発表の期日及び時間
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成30年 1 月 30 日（火）	平成30年 2 月 13 日（火） 午前 9 時
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成30年 1 月 26 日（金）	
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成30年 1 月 29 日（月）から 1 月 31 日（水）までのうち、いずれか校長が指定する日	
肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成30年 1 月 29 日（月）。ただし、北海道岩見沢高等養護学校にあつては、平成30年 1 月 30 日（火）	
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成30年 1 月 29 日（月）	

8 入学者の選考方法

出願先の校長は、次の選考検査の結果及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。

(1) 1 の(1)のア、イ、エ又はオに掲げる視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 学力検査（国語、数学その他当該学校の校長の定める教科について行う。）。ただし、北海道真駒内養護学校、北海道手稲養護学校、北海道拓北養護学校、北海道函館

養護学校、北海道旭川養護学校、北海道網走養護学校及び北海道白糠養護学校にあっては、他の検査によることができる。

イ 障害状況調査

ウ 面接

- (2) 1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（普通科を設置する特別支援学校にあっては、他の検査によることができる。）

ア 運動能力に関する検査

イ 作業能力に関する検査

ウ 面接

- (3) その他

普通科（訪問教育）に出願する者にあっては、(1)及び(2)の定めによらず、他の検査によることができる。

9 第2次募集

- (1) 合格者の数が募集人員に達しないときは、第2次募集を行う。

- (2) 募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	場 所
各 特 別 支 援 学 校	平成30年2月15日（木）	北海道教育庁学校教育局特別支援教育課 及び6に掲げるそれぞれの出願先及び受 検会場

- (3) 出願資格

2の出願資格と同様とする。ただし、当初の入学募集において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）の出願は認めない。

- (4) 出願できる特別支援学校及び学科

(2)により募集人員を発表した学校及び学科

- (5) 出願手続

3に定めるところによる。

- (6) 出願期間

平成30年2月15日（木）から同月28日（水）正午までとする。ただし、職業学科を設置する高等部への出願は、平成30年2月15日（木）から同月21日（水）正午までとする。

- (7) 出願変更

職業学科を設置する高等部へ出願した者は、出願先の変更を行うことができる。

ア 出願変更の受付期間

平成30年2月22日（木）から同月28日（水）正午までとする。

イ 出願変更の手続

5(2)に定めるところによる。

ウ 出願変更を行う場合の留意事項

5(3)に定めるところによる。

エ 出願状況の発表

職業学科を設置する高等部における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

- (ア) 当初出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
2月22日（木）	10：00	平成30年2月21日（水） 正午までの出願状況	職業学科を設置する高等部各校 （掲示） 北海道教育庁学校教育局特別支援 教育課（発表）

- (イ) 最終出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
3月2日（金）	10：00	平成30年2月28日（水） 正午までの出願状況	職業学科を設置する高等部各校 （掲示） 北海道教育庁学校教育局特別支援 教育課（発表）

- (8) 受検会場

第2次募集を行う学校における6に掲げる受検会場とする。

- (9) 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査の期日は、第2次募集を行う学校の校長が、これを定める。

また、合格者の発表は、7に定める方法により、次の期日等に行うものとする。

合格発表の期日及び時間	平成30年3月8日（木） 午前9時
-------------	-------------------

- (10) 入学者の選考方法
8に定めるところによる。
- (11) その他
第2次募集の合格発表後、合格者の数が募集人員に達しない学校において、入学希望者（特別支援学校の第2次募集において合格とならなかった者のうち、同一障害種の学校を希望する者に限る。）がある場合は、当該学校の校長は平成30年3月20日（火）までの間に選考の上、入学させることができる。
- 10 道外からの出願手続
- (1) 出願できる場合
保護者の住所が道外に在り、平成30年4月7日（土）までに道内に住居を移転することが確実なときとする。
- (2) 出願手続
3に定めるところによるほか、併せて、出願事情を説明した書類を提出するものとする。
- (3) 出願期間
4に定めるところによる。
なお、第2次募集にあっては、9の(6)に定めるところによる。
- 11 その他
寄宿舎を設置する特別支援学校の入学者のうち、通学が困難な者は、寄宿舎に入舎することができる。

(別記様式)

			※受検番号	
出 願 変 更 届				
平成 年 月 日				
北海道 学校長 様				
出願者署名又は記名				
保 護 者 署 名				
私は、貴校に出願しましたが、北海道 学校に出願変更したいので、届け出ます。				
ふりがな 出 願 者 氏 名	男 女 平成 年 月 日生	卒 業 (見込) 年月日	平成 年 月 日 (卒業・卒業見込)	
現 住 所	□□□ - □□□□	出 身 (在籍) 学校名		
備 考				

上記の届出があったので、提出します。

在籍（又は出身）学校長名

印

別記3

平成30年度道立特別支援学校（専攻科）入学者募集要項

この要項は、平成30年度の道立特別支援学校の専攻科の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募集人員及び修業年限

(1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募集人員	修業年限
北海道札幌視覚支援学校	理 療 科	16人	3年
	保健医療科	8人	3年

(2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募集人員	修業年限
北海道高等聾学校	情報デザイン科	8人	2年

2 出願資格

視覚障害者又は聴覚障害者で、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条において準用する同法第58条第2項の規定に基づき、次のいずれかに該当する者

ア 特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部又は高等学校を卒業した者（平成30年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

イ 中等教育学校を卒業した者（平成30年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

ウ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

エ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

3 出願手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学している、又は卒業した特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）又は高等学校等の校長（以下「在学学校等の校長」という。）を経由して、出願先の特別支援学校の校長（以下「出願先の校長」という。）に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める書類により郵送料が異なるので、あらかじめ確認の上、所要額の切手を送付すること。

ア 入学願書

出願先の校長が定める入学願書

イ 写真

平成29年10月1日以降において、上半身を正面から撮影した写真（縦7cm、横5cm）を、出願先の校長が定める様式に貼り付けること。

ウ その他

出願先の校長が必要と認めるもの

(2) 在学学校等の校長の手続

在学学校等の校長は、出願先の校長に出願者の入学願書、写真等を送付するときは、併せて、出願先の校長の定める個人調査書を作成し、提出すること。

(3) 出願先の校長の手続

出願先の校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに受検票を作成し、在学学校等

の校長を経由して、出願者に交付すること。

4 出願期間

平成30年1月4日（木）から同月18日（木）正午までとする。

5 出願先及び受検会場

出願先及び受検会場は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道札幌視覚支援学校	〒064-8629 札幌市中央区南14条西12丁目1番1号 TEL 011 - 561 - 7107

(2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道高等聾学校	〒047-0261 小樽市銭函1丁目5番1号 TEL 0134 - 62 - 2624

6 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日等は、次のとおりとする。

なお、合格者の発表は、合格者の受検番号を5に掲げる受検会場に掲示するとともに、本人に通知する。

学 校 名	選 考 検 査 の 期 日	合 格 発 表 の 期 日 及 び 時 間
北海道札幌視覚支援学校	平成30年1月30日（火）	平成30年2月13日（火） 午前9時
北海道高等聾学校	平成30年1月26日（金）	

7 入学者の選考方法

出願先の校長は、次の選考検査の結果及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。

- (1) 学力検査（当該学校の校長の定める教科。詳細は出願する学校に問い合わせること。）
- (2) 北海道高等聾学校にあっては、適性検査
- (3) 障害状況調査
- (4) 面接

8 第2次募集

- (1) 合格者の数が募集人員に達しないときは、第2次募集を行う。
- (2) 募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

学 校 名	期 日	場 所
北海道札幌視覚支援学校	平成30年2月15日（木）	北海道教育庁学校教育局特別支援教育課及び5に掲げるそれぞれの受検会場
北海道高等聾学校		

(3) 出願資格

2の出願資格と同様とする。ただし、当初の入学募集において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）の出願は認めない。

(4) 出願できる特別支援学校及び学科

(2)により募集人員を発表した学校及び学科

(5) 出願手続

3に定めるところによる。

(6) 出願期間

平成30年2月15日（木）から同月28日（水）正午までとする。

(7) 受検会場

第2次募集を行う学校とする。

(8) 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日は、第2次募集を行う学校の校長がこれを定める。ただし、合格者の発表は、6に定める方法により、平成30年3月14日（水）までに行うものとする。

(9) 入学者の選考方法

7に定めるところによる。

9 その他

入学者のうち、通学が困難な者は、寄宿舎に入舎することができる。